

基発0401第45号  
平成26年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

「労災就学援護費の支給について」の一部改正について

労災就学援護費の支給については、昭和45年10月27日付け基発第774号「労災就学援護費の支給について」により取り扱われてきたところであるが、今般、これらの関係通達の一部を下記のとおり改正し、本日から適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

I 改正内容

- (1) 能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第61号）により、能力開発総合大学校で行われる指導員訓練の長期過程が廃止されることから、文言の所要の改正を行うこと。
- (2) その他文言の所要の改正を行うこと。

II 関係通達の一部改正

「労災就学援護費の支給について」（昭和45年10月27日付け基発第774号）の一部を次のように改正する。

- (1) 4支給期間の(4)ハ中(ロ)を次のように改める。  
(ハ) 定時制課程及び通信制課程 4年
- (2) 要綱3支給対象者の(1)イ中「及び普通課程のうち通信の方法によるもの」及び「若しくは職業能力開発促進法第27条に規定する職業能力開発総合大学校において職業能力促進法施行規則第36条の5に規定する長期課程の指導員訓練を受ける者」を削る。

- (3) 要綱4支給額(1)ニ中「又は職業能力開発総合大学校において長期課程の指導員訓練を受ける者」を削る。
- (4) 要綱5支給期間(1)ロ中「及び職業能力開発総合大学校において長期課程による指導員訓練を受ける者」を削る。
- (5) 要綱11経過措置(1)ヌの次に次のように加える。
- ル 平成26年3月31日以前に労災就学援護費を支給すべき事由が生じた者（職業能力開発総合大学校において長期課程による指導員訓練を受ける者に限る。）に係る支給については、なお従前の例による。